

第 77 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和4年7月4日（月）14時00分から16時15分まで
場所	オンライン開催
出席委員	松本委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、半井委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①その他河川 アカエ子川・渡川隣2 砂防激甚災害対策特別緊急工事 【西部建設事務所】</p> <p>②一級河川 江の川水系 川北川 河川災害復旧工事 (令和3年災 第1616号・2工区) 【北部建設事務所庄原支所】</p> <p>③広島県立安芸府中高等学校 トイレ改修工事 【広島県立安芸府中高等学校】</p> <p>④一級河川 太田川水系 内川 砂防設備災害復旧工事 (令和2年災害第187号) 【西部建設事務所東広島支所】</p>
審議対象期間	令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	129件
指名競争入札	93件
随意契約	59件
合計	281件

- 指名除外措置を行った件数は4件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は3件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 庄原地区の指名競争入札では、複数の工事において、応札者が1者かつ特定の業者が受注している状況であり、受注業者に偏りがあるが、その理由は。
 また、多くの工事を特定の業者が集中して受注すると、工期遅延の懸念はないか。
- 江の川水系の工事について、概ね指名業者数が5者になっているが、その理由は。
- 災害復旧工事の指名競争入札にて、指名業者数の標準数の最小値で指名し、応札者が1者のみの工事が散見されるが、標準数の最小値で指名した理由は。
- 今回（第77回 対象工事：令和3年度第4四半期）の農林水産局発注の全工事契約のうち、随意契約の占める割合は約53%に対し、前回の報告（第76回 対象工事：令和3年度第3四半期）は、同データが約20%だが、随意契約の割合に差が生じた理由は。
- 総務局発注の随意契約について、落札率が約88%と比較的低い工事があるが、落札率が低い理由は。
- 庄原地区では、令和2年の災害以降、災害復旧工事が多い。災害復旧工事はその地域の業者が受注する傾向にあり、結果として一部の業者に受注が集中した。
 また、業者は所属している技術者数を考慮して工事を受注しているため、工期内に工事を施工できると考える。
- 請負対象設計金額で、指名業者数の標準数を定めており、当該工事の指名業者数は標準枠内である。
- 災害復旧工事現場の地域の業者数が少なかったため、結果的に最小値で指名した。なお、不調・不落となる様であれば、指名業者数を増やす等の対応をする。
- 競争入札を実施したが不調が続く状況下で、業界団体等を通じて、聞取調査した結果、令和3年度第4四半期に応札可能な業者が多く、その業者と随意契約をした結果、随意契約の占める割合が高くなったと考える。
- 参考見積を取った時点から契約に至る間で、業者側で何らかの契約金額が下げる要素があった故、落札率が低くなったと考える。しかし、落札率が多少低下した事に関して、特段、聞き取り等をしていないので、正確な理由は分からない。

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 その他河川 アカエ子川・渡川隣 2 砂防激甚災害対策特別緊急工事

意見・質問

回答

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事案は2箇所の現場をまとめて1つの工事としているが、その理由は。 ○ 入札参加資格者状況表に掲載されている39者の中で、住所が江田島市の業者数は。 ○ 工事費内訳書に記載されている設計金額について、広島県と業者の算出金額を比較して、妥当性を審査しているのか。 ○ 過去、江田島市内の工事で、江田島市外業者が受注した実績は比較的多くあったのか。本事案の入札参加資格者は39者、そのうち38者は江田島市外業者であったが、過去の実績を鑑みて、江田島市外業者が入札に参加する可能性は十分だったのか。 ○ 本工事を2つに分けた場合、今回受注した業者を除いて、江田島市内で入札参加資格者になり得る業者はいたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近、多発している不調不落の主要因は技術者不足であることから、複数箇所の現場をまとめて一括工事とすることが可能な工事の場合、まとめて発注をしている。 ○ 契約を締結した1者のみ。 ○ 審査している。 ○ 地域柄や格付を考慮すると、江田島市内業者が受注する可能性が高いと考える。しかし、一般競争入札で県内に門戸を広げ、業者が利益を見込めると判断した場合、江田島市外業者も応札する可能性も十分あると考える。 ○ 工事を2つに分けた場合、本事案よりも1ランク下の入札参加資格者が入札に参加可能となるため、一般的には応札者の増加が期待できると考える。しかし、実態として、平成30年災以降、工事数が非常に多く、業者の手持ち工事が増加し、技術者不足の状況のため、応札者の増加は見込めないと考える。 |
|--|--|

【西部建設事務所長／建設産業課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案2 一級河川 江の川水系 川北川 河川災害復旧工事 (令和3年災 第1616号・2工区)	
意見・質問	回答
<p>○ 本事案の指名業者は11者、応札者は1者だが、江の川水系 川北川の工事である、資料1（入札及び契約手続の運用状況等の報告資料）の入札方式別発注工事一覧表のNo. 39, No. 43の指名業者と同一と考えてよいか。</p> <p>○ 本事案は、川北川の工区を3つに分けた内の2工区にあたり、本事案を受注した業者と川北川の1工区と3工区を受注した業者は異なり、1工区と3工区を受注した業者は受注工区と連続していない2工区のみ入札を辞退しているが、具体的な理由としてどういったことが考えられるか。</p> <p>○ 川北川の3つの工事の入札時期は同時期だったか。</p> <p>○ 川北川の工区を分けずに入札に付することも可能だったと考えるが、工区を3つに分けて、競争入札に付した理由は。</p> <p>○ 川北川の工区別の区間長は約20mから約60mであり、工区ごとの区間長の差が大きいのに対し、請負対象設計金額は、どの工区も約2,500万円である。区間長と請負対象設計金額が比例関係にないが、工区によって工事の特性が異なるのか。</p> <p>○ 事後的に入札辞退の理由の確認は可能か。全ての事案で辞退理由を聞取るのは難しいと考えるが、案件によって調査を行うことも検討すべきではないか。</p>	<p>○ 同一業者である。</p> <p>○ 個々の案件の辞退理由は把握していない。</p> <p>○ 同時期に実施している。</p> <p>○ 平成30年災害発生以降、令和2年、3年と管内のいたる所で災害が発生し、どの業者も手一杯の状況の中、慢性的に技術者が不足しているため、1件あたりの請負対象設計金額を技術者が兼務可能な条件で設定した。</p> <p>○ 仮設道路の有無等があり、区間長が短いが高額が大きいという状況がある。工事の特性は特になく、同じような護岸を復旧する工事である。</p> <p>○ 落札決定に至った案件については、辞退理由の調査はしていないが、工区分割の方法も含め、より合理的な発注となる運用としていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【北部建設事務所庄原支所長／建設産業課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 広島県立安芸府中高等学校 トイレ改修工事	
意見・質問	回答
<p>○ 変更契約の契約価格について、競争入札を実施して請負業者が決まり、実際に工事をしたときに不具合等が発生した結果、契約価格が高くなったのか。また、工事作業中に契約価格が高くなることは度々あるか。</p> <p>○ 追加工事の金額の正当性は審査したか。また、追加工事の発生に伴い、工期延長等の問題が生じたか。</p>	<p>○ 本事案では、競争入札後にタイルの浮き部分や欠損部分等が判明し、追加工事を発注等による変更契約となった結果、契約価格が高くなった。</p> <p>また、広島県立安芸府中高等学校発注工事に関して、把握している範囲で本事案を除けば、工事の施工中に変更契約となり、契約価格が高くなったことはない。</p> <p>○ 各学校の発注工事において、変更契約となる場合は全て教育委員会 施設課に報告があり、そこで追加工事内容とその価格の正当性を確認している。また、本事案の工期延長はなかった。</p> <p style="text-align: right;">【安芸府中高等学校事務長／施設課担当／建設産業課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案4 一級河川 太田川水系 内川 砂防設備災害復旧工事 (令和2年災害第187号)	
意見・質問	回答
<p>○ 本事案の契約金額(税抜)は約5,500万円の工事だが、工事を分けて発注し、契約金額を安くすれば、技術者が他の工事と兼務可能となる等の措置を考慮しなかったのか。</p> <p>○ 一帯の工事をまとめ、1つの工事として発注した場合、工事規模の大きさを業者へアピールして、入札参加業者数を増加させる等の対応をしないのか。</p> <p>○ 工事費内訳書の各項目の設計額が記載されていない理由は、各項目の設計額が記載されていなければ、価格の妥当性をどのようにして確認するのか。</p>	<p>○ 本工事現場は、狭い河川内が一連で被災しており、進入路も限られている。このことから、複数の業者に発注しても、同時に工事を着手できないため、工事を分けて発注せず、1つの工事として発注した。</p> <p>○ 既に一帯の工事をまとめ、1つの工事として発注している。 なお、業者の受注意欲を高める考え方の1つとして、工事の規模を大きくすることが挙げられるが、実際、単に工事の規模を大きくしても業者の受注意欲を高めることにつながらないことが多々あり、現場条件や地域との繋がり等を総合的に勘案する必要がある。よって、業者や地域の意見等を情報収集しながら発注ロットを決めている。</p> <p>○ 随意契約の場合、工事費内訳書を提出する制度になっていない。ただし、総額金額を示してもらい、その総額金額について、広島県の設計金額と比較して妥当性を判断する。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所東広島支所長】</p>